



栃木県公報

令和6(2024)年
7月26日(金)
号外
第44号

目次

規 則

○立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正…………… 1

規 則

栃木県規則第37号

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年7月26日

栃木県知事 福田 富一

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年栃木県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 次の各号に掲げる法令、条例又は規則の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の2第10項、第22条の3第1項及び第2項、第22条の4第1項から第4項まで、第26条第1項_____、第68条第6項、第71条の19第6項、第71条の40第6項、第71条の60第6項、第72条の7第1項、第72条の68第6項、第72条の84第1項、第73条の8第1項、第73条の36第6項、第74条の7第1項、第74条の27第6項、第77条第1項、第94条第6項、第144条の11第1項、第144条の51第6項、第151条第1項、第175条第6項、第177条の21第6項、第188条第1項、第200条第6項、第264条第1項、第285条第6項、第396条第1項、第700条の59第1項、第700条の66第6項、第707条第1項、第728条第7項、第733条の4第1項、<u>第733条の24第6項及び第739条の5第1項</u></p> <p>(6)～(33) 略</p> <p>2 略</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令、条例又は規則の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の2第10項、第22条の3第1項及び第2項、第22条の4第1項から第4項まで、第26条第1項、<u>第48条第1項</u>、第68条第6項、第71条の19第6項、第71条の40第6項、第71条の60第6項、第72条の7第1項、第72条の68第6項、第72条の84第1項、第73条の8第1項、第73条の36第6項、第74条の7第1項、第74条の27第6項、第77条第1項、第94条第6項、第144条の11第1項、第144条の51第6項、第151条第1項、第175条第6項、第177条の21第6項、第188条第1項、第200条第6項、第264条第1項、第285条第6項、第396条第1項、第700条の59第1項、第700条の66第6項、第707条第1項、第728条第7項、第733条の4第1項<u>及び第733条の24第6項</u></p> <p>(6)～(33) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則第

1項第5号の規定の適用については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）附則第9条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における法附則第8条による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第48条第1項の規定による徴収及び滞納処分は法附則第8条による改正後の地方税法第739条の5第1項の規定による徴収及び滞納処分とみなす。

(行政改革ICT推進課)